

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成三十年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	所 在	面積(㎡)
寺岡有機農場有限公司	世羅郡世羅町大字 賀茂一〇一四四番 地一三六	三原市高坂町許山字佛通寺 山一三六番一ほか八筆	一三、六五一
農事組合法人エヒメア ヤマの郷	三原市沼田西町惣 定一八三一番地一 三次市和知町一〇 番地一	三原市沼田西町松江字五反 田乙一三四六番ほか一筆 三次市向江田町七二八番三 ほか二筆	六九・三 一、四四五
角一 吉彦	三原市東城町帝釈 宇山七七七番地	三次市向江田町一〇四三番 ほか一筆	一、四〇四
株式会社 vegeta	三原市東城町帝釈 宇山七七七番地	三次市向江田町二六九二番 一ほか四筆	八、五三一
株式会社 vegeta	三原市東城町帝釈 宇山七七七番地	三次市向江田町九一四番	九〇〇
株式会社 vegeta	三原市東城町帝釈 宇山七七七番地	三次市向江田町一〇二八番 一ほか二筆	一〇、二五八
株式会社 vegeta	三原市東城町帝釈 宇山七七七番地	三次市向江田町二六八三番 五ほか一筆	二、六六一
株式会社 vegeta	三原市東城町帝釈 宇山七七七番地	三次市向江田町二五〇八番 一ほか一筆	四、一一九
株式会社 vegeta	三原市東城町帝釈 宇山七七七番地	三次市向江田町八八九番ほ か一筆	三、四五〇
株式会社雄飛会	安芸高田市高宮町 羽佐竹一一四一番 地	安芸高田市高宮町羽佐竹字 後谷九八五番ほか四筆	七、三二五
増田 正則	安芸高田市高宮町 佐々部二七番地	安芸高田市高宮町佐々部字 門田一一番ほか二九筆	五六、二二四
農事組合法人ほりこし	世羅郡世羅町大字 堀越二三二番地一	世羅郡世羅町大字堀越字神 田一〇〇九番一ほか五筆	六、七八六
農事組合法人ほりこし	世羅郡世羅町大字 堀越二三二番地一	世羅郡世羅町大字京丸字鳥 井沖七七番ほか七筆	九、八一七
農事組合法人ふあーむ 賀茂	世羅郡世羅町大字 賀茂一二八六番地	世羅郡世羅町大字賀茂字三 田二五一一番一ほか一〇筆	一〇、七九一

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成三十年十月十一日から平成三十年十月二十五日まで